

千葉県における 建設発生木材リサイクル促進行動計画

平成17年10月

関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会
建設発生木材のリサイクル推進方策等に関する連絡部会
千葉WG

はじめに

建設発生木材は、平成14年5月30日に完全施行になった「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」における特定建設資材廃棄物に位置付けられており、一定規模以上の工事では再資源化等の実施が義務づけられている。

しかしながら、建設発生木材の再資源化率は平成14年度で61%にとどまっており、平成12年度の38%に比較すると大幅に高まっているものの、同じく特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊の98%、アスファルト・コンクリート塊の99%（ともに平成14年度）と比較すると低く、リサイクルの一層の推進が求められている。（数値はいずれも全国値）

また、建設発生木材の不適正処理が全国各地で顕在化しており、平成15年8月には不適正に堆積された木材チップが自然発火したことによる火災が千葉県内で発生するなど、その問題はますます深刻となっており、対策を喫緊に行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会は、幹事会の下に「建設発生木材のリサイクル推進方策等に関する連絡部会」を設け、千葉県をモデルケースにした検討をするための「千葉WG」を平成16年2月に設置した。この千葉WGは、7回にわたる会議を開催し、「千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画」を策定した。

本行動計画は、千葉県における建設発生木材の不適正処理を防止するとともに、そのリサイクルを促進することを目的としたものである。その具体的施策の推進にあたっては、毎年度フォローアップ調査を行い、必要に応じて法的対応の検討を含めその内容を見直すこととしている。

なお、本行動計画は千葉県をモデルとしたものであるが、他地域においても、各地域の状況を踏まえ必要に応じて行動計画が策定されることを期待している。

関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会会長

国土交通省関東地方整備局長 門松 武

目 次

	ページ
第Ⅰ章 行動計画策定の背景	1
第Ⅱ章 千葉県における建設発生木材の現状と将来予測	1
1. 現状	1
2. 将来予測	3
第Ⅲ章 課題	5
第Ⅳ章 建設発生木材リサイクル促進に向けた対応方針	7
1. 基本的な考え方	7
2. 目標	8
3. フォローアップ	8
第Ⅴ章 具体的施策	9
Ⅰ 建設発生木材の不適正処理の防止	9
(1) 廃棄物処理法等による取締りの徹底	9
(2) 適正な処理業者を選定できる仕組み作り	10
(3) 排出事業者と処理業者の契約の適正化	11
(4) 千葉県への届出の拡充	12
Ⅱ 建設発生木材の排出量の削減とリサイクルの推進	13
1 リデュース・リユースの推進	13
(1) 公共工事におけるリデュース・リユースの推進	13
(2) 建築工事におけるリデュース・リユースの推進	14
2 リサイクルの推進	15
(1) 木材チップの品質の確保	15
(2) 木材チップの供給安定性の確保	16
(3) 民間リサイクル技術の活用	17
(4) 建設発生木材の搬出先の拡大	17
(5) 公共工事における再生品の利用拡大	18
Ⅲ 不適正処理防止・リサイクル推進のための支援策	19
(1) 広報の充実	19
(2) 建設発生木材のフローの把握	19
(3) 建設発生木材の収集・運搬の効率化	19

第 I 章 行動計画策定の背景

建設発生木材は、平成 14 年 5 月 30 日に完全施行になった「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）における特定建設資材廃棄物に位置付けられており、一定規模以上の工事では再資源化等の実施が義務づけられている。

しかしながら、リサイクルの過程において発生する木材チップの需要は伸びておらず、平成 15 年 8 月には長期間不適正に堆積された木材チップの自然発火による火災が千葉県内で発生するなど、建設発生木材の円滑なりサイクルの推進、及び不適正処理への対策を喫緊に行うことが求められている。

第 II 章 千葉県における建設発生木材の現状と将来予測

1. 現状

(1) 建設発生木材の再資源化率

本 WG にて実施した排出事業者、処理業者等へのアンケート調査（以下、「千葉 WG アンケート調査」という。）並びに、国土交通省が実施した「平成 14 年度建設副産物実態調査」（以下、「H14 センサス」という。）結果より作成した「建設発生木材の千葉県内処理フロー」〔参考資料-1〕によれば、平成 14 年度に千葉県内で処理した建設発生木材は 255 千トンであり、そのうち破碎施設を経由してリサイクルされた量は 202 千トンであった。その結果、再資源化率は 79% となっており、全国平均 61% より高水準にある。

しかしながら、この数値は同じく特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊の 99.8%、アスファルト・コンクリート塊の 98%（ともに平成 14 年度）と比較すると依然として低くとどまっており、リサイクルの一層の推進が求められている。〔参考資料-2〕

(2) 建設発生木材のリサイクル用途

「建設発生木材の千葉県内処理フロー」によれば、千葉県内の破碎施設から出荷した木材チップの利用用途としては、サーマルリサイクル（燃料利用）が 56% に達しており、その大半が千葉県内の石膏ボード製造工場において利用され、一部は茨城県等県外にも出荷されている。次いでパーティクルボード用が 21% となっているが、千葉県内にはボード工場が無いため、茨城県や東京都等のボード工場に出荷されている。この他にも、マルチング、敷料、堆肥、製紙用にも用いられているなど、千葉県内で処理された建設発生木材のリサイクル用途は多岐にわたっている。〔参考資料-3〕

なお、静岡県では県内の製紙用でのマテリアルリサイクルが、富山県では隣接する県のセメント製造業でのサーマルリサイクルが多いように、建設発生木材のリサイク

ル用途は周辺地域の産業の立地状況に応じて大きく異なっているのが特徴である。[参考資料-4]

そこで、千葉県においてリサイクル用途のさらなる拡大を検討する際には、周辺産業の立地状況を詳しく調べる必要がある。

(3) 不適正処理の実状

千葉県における建設発生木材の不適正処理については、平成15年8月には、リサイクルを装い、敷地内に6万5千 m^3 もの木材チップを不適正に堆積していた処理業者の敷地内において、自然発火が原因による火災が発生し、数日にわたり燻り続ける事件が起こったところであり、また、平成16年3月現在で建設発生木材の不法投棄現場は15箇所、その量は合計で約15万 m^3 にのぼっている（千葉県調査結果）[参考資料-5]など、その問題はますます深刻になっている。

千葉県では、不適正処理に対する取締り策として、平成14年3月に「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を制定し、自社処理における廃棄物処理票の作成を義務付けるなど、先導的な取り組みを実施してきた[参考資料-6]が、そうした中で上記事件が発生したことから、今後も引続き、より実効性のある取り組みを実施していく必要がある。

なお、不法投棄の未然防止につながるより踏み込んだ取り組みを実施している県もある。

例えば、岩手県では、平成14年に「循環型地域社会の形成に関する条例」を制定し、建設リサイクル法対象工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の処理方法等を県知事へ工事着手前に届け出るよう義務付けている。[参考資料-7] また、神奈川県では、平成16年12月に「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」を策定し、県発注工事から排出される建設発生木材の処理の委託を事前に登録された指定事業者に行うこととしている。[参考資料-8]

(4) 木材チップの需給バランス

千葉県内の建設発生木材の破砕施設への搬入量と破砕施設の処理能力とを比較すると、処理能力は搬入量を大きく上回っており、破砕施設の処理能力が不足している状況には無い。[参考資料-9]

なお、木材チップを原料とするリサイクル施設については、現在千葉県内に存在するものだけでは、その出荷量に見合った需要量があるとは言い難いが、他県でのリサイクル施設も含めると、千葉県内から出荷する木材チップが供給過剰となっている状況には無い。

2. 将来予測

(1) 千葉県内で処理する建設発生木材量の将来予測

千葉県内で処理する建設発生木材の量は、建築物の解体工事による排出量の大幅な増加等により、平成14年度から平成22年度で約80%の増加が予測される。[参考資料-10]

(2) 千葉県内の木材チップの需要予測

千葉県内の破砕施設から出荷される木材チップは、現状では、千葉県内の石膏ボード製造業、茨城県内・東京都内のパーティクルボード製造業、静岡県内の板紙製造業等で活用されているが、これらの産業は今後劇的な成長は期待できず、これら既存施設における木材チップの需要量は今後とも微増にとどまるものと予測される。[参考資料-11]

(3) 千葉県における中間処理施設、リサイクル施設の新たな整備の必要性

平成22年度における千葉県内の破砕施設に搬入される建設発生木材の予測量は、千葉県内の既存の破砕施設の処理能力を大きく下回っており、十分処理可能な量となっている。[参考資料-9]

一方、千葉県内の産業廃棄物焼却施設については、現在の処理能力には余裕がほとんど無く[参考資料-12]、また、一般廃棄物焼却施設での合わせ産廃処理についてもその処理量は極めて少量にとどまっている。[参考資料-13]

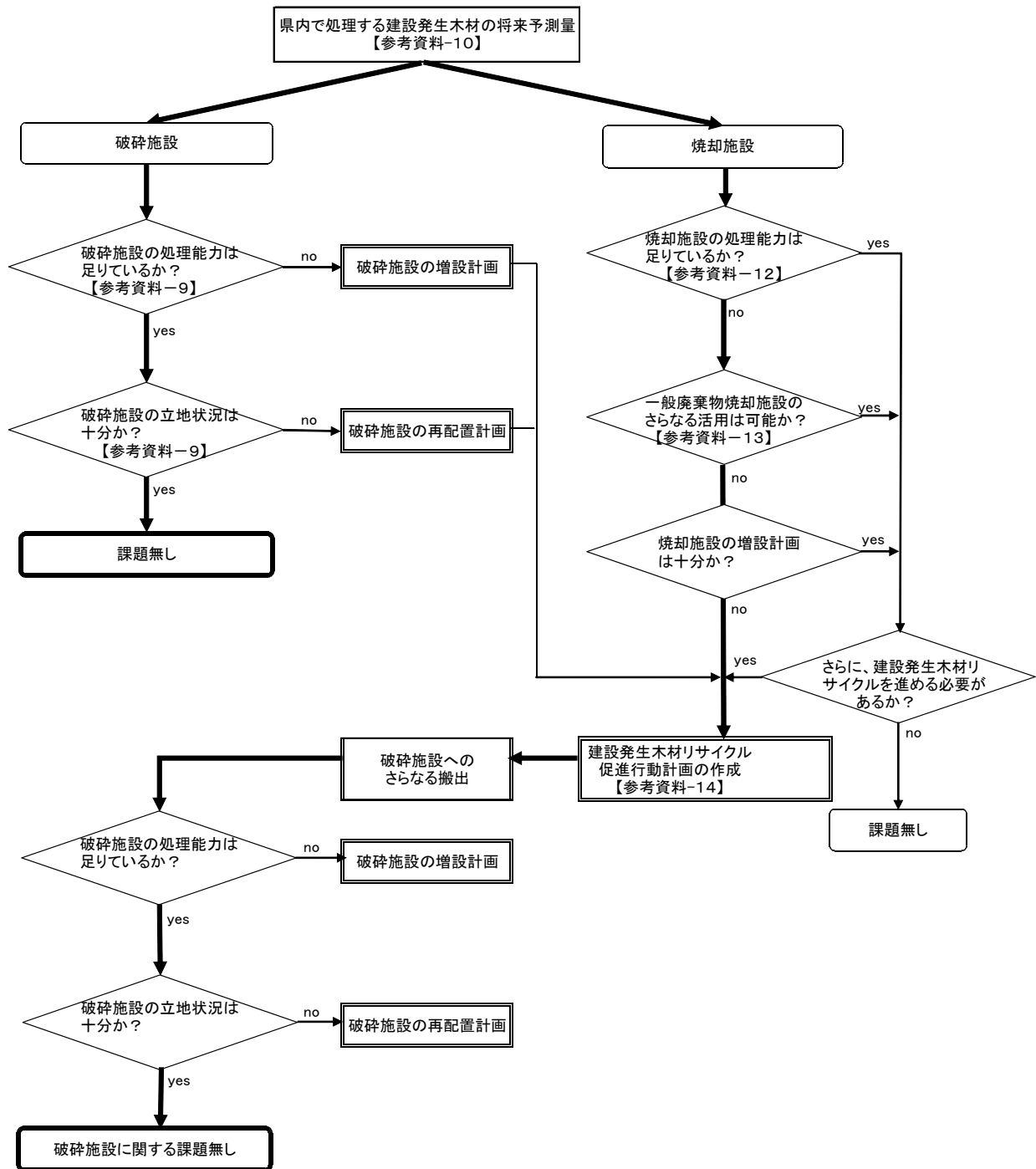
このため、既存の焼却施設では、将来の千葉県内の建設発生木材処理量に対して焼却能力が不足することになる。このような状況に対処するためには、千葉県内の焼却能力を増強する必要があるが、新たな産業廃棄物焼却施設の設置の見込みは小さく、また、合わせ産廃処理量の飛躍的な増大も期待できない。

したがって、千葉県内で処理する建設発生木材を、焼却施設において受入れることが出来ないため、既存の破砕施設を経由してリサイクル施設へ出荷する必要がある。

しかしながら、破砕施設の処理能力については十分な余裕があるものの、既存のリサイクル施設における将来の木材チップの需要量は微増にとどまると予測されているため、新たなリサイクル用途の拡大により、木材チップの需要量の増大を図る必要がある。[参考資料-14]

以上の検討手順をフロー図に示すと、次頁のとおりであり、本行動計画においては、建設発生木材の排出量の増加に対し、焼却施設の新たな整備は行わず、木材チップのリサイクル用途拡大策を検討するという考え方に基づいて具体策を検討する。

行動計画の考え方検討フロー



第Ⅲ章 課題

第Ⅱ章における建設発生木材の現状と将来予測を踏まえて、千葉県における建設発生木材リサイクルの課題をとりまとめると次のとおりである。

課題 1：建設発生木材の不適正処理の防止

不適正処理については、不適正処理を行う行為者に問題があることは言うまでもないが、処理業者の能力等に関する情報が十分公開されていないため、排出事業者が適正な処理業者を選択することが困難であることも発生原因の一つに挙げられる。

さらに、排出事業者と処理業者との契約が不明確で適正な処理費用を処理業者が受け取ることができない場合があること、建設発生木材の排出から木材チップの利用等までに至る各段階での数量を行政が確認できていないことから不適正処理が発生した際の原因特定が困難になっていること、なども不適正処理の一因と考えられる。

課題 2：建設発生木材の排出抑制

建設発生木材のリサイクルを促進するためには、需要と供給のバランスを一致させることが不可欠である。

しかしながら、将来的には建設発生木材の排出量に見合った木材チップの需要量が確保されていない。

そこでまず、建設発生木材の排出量を削減することが課題である。

そのためには、設計段階における排出抑制に資する資材の選定等、建設工事における「設計」「施工」「管理」「更新」等のそれぞれの段階で排出抑制への取り組みを推進することが必要であるが、現状においては、これらの取り組みが十分に実施されていない。

課題 3：木材チップの需要量の増大

建設発生木材のリサイクルを促進するためには、需要と供給のバランスを一致させることが不可欠である。

しかしながら、将来的には建設発生木材の排出量に見合った木材チップの需要量が確保されていない。

そこで、木材チップの需要量を増大することがもう一方の課題である。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については、その再生品のほとんどが建設資材として建設業で利用されているため、需要と供給の調整がしやすく、再資源化率が高くなっている。[参考資料-15]

これに対して、建設発生木材の再生品の原料となる木材チップは、パーティクルボード原料としてボード製造業、燃料として石膏ボード製造業、製紙原料として紙製造業、敷料として農業で利用される等、多種多様な産業で利用されている。

[参考資料-16] このように排出者と利用者が異なる建設発生木材のリサイクルを促進し、木材チップの需要量を増大するためには、木材チップの品質の基準化、供給時期と需要時期のミスマッチの解消等、排出者と利用者の調整が必要であるが、現状においては十分に実施されていない。

第Ⅳ章 建設発生木材リサイクル促進に向けた対応方針

1. 基本的考え方

第Ⅲ章で整理した千葉県における建設発生木材リサイクルの課題を解決するために、対応方針の基本的な考え方を下記の通り設定した。

- (1) 建設現場での排出から、破碎施設での処理、さらにはリサイクル施設等での受入に至るまでの各段階における数量の確認に努め、建設発生木材のフローを完全に把握する仕組みを構築する。
- (2) 建設発生木材の不適正処理を防止するため、廃棄物処理法等に基づく取締りを徹底する。また、排出事業者が適正な処理業者を選定できるようにするとともに、両者間の契約内容が適正なものとなるように努める。
- (3) 建設発生木材の需要と供給のアンバランスを解消するため、設計段階から排出抑制についての検討を行うとともに、現場内利用を積極的に進め、建設発生木材の排出量の削減に努める。
- (4) (3) と並行し、建設発生木材を活用する周辺の産業の立地状況を踏まえつつ、木材チップの需要量の増大に努める。

需要量の増大にあたっては、マテリアルリサイクルを繰り返した上で最終的にサーマルリサイクルを行うことを基本として、需要先の特性に応じた品質・量が確保できるように努めるとともに、民間リサイクル技術の活用等によるリサイクル市場の拡大、必要に応じて公共工事での利用拡大等を図る。

2. 目標

本行動計画では、将来（平成22年度）の建設発生木材の千葉県内処理量に対する再資源化率、再資源化等率について、以下の通り目標値を設定する。

今後処理量が増加する分については、全てリサイクル施設に搬出することとし、再資源化率の目標値を90%、再資源化等率の目標値を97%以上とした。

千葉県内で処理する建設発生木材の再資源化目標

目標指標	目標値 (平成22年度)	(参考値) (平成14年度)
千葉県における建設発生木材の再資源化率	90%	79%
千葉県における建設発生木材の再資源化等率	97%以上	97%

(参考：「建設リサイクル推進計画2002（平成14年5月、国土交通省）」)

全国における建設発生木材の再資源化率	65%	61%
全国における建設発生木材の再資源化等率	95%	89%

※再資源化は、焼却による減量化を含まないもの
再資源化等は、焼却による減量化を含んだもの

3. フォローアップ

本行動計画に記載された施策の実施状況や目標の達成状況については、千葉WGにおいて毎年度チェックすることとし、社会経済情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて法的対応も含め本行動計画の内容について見直しを行うものとする。

なお、本計画の策定後3年を経過した時点において、目標の達成状況について詳細な評価分析を行い、その結果によっては、計画の抜本的見直しを行うものとする。

第V章 具体的施策

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
I 建設発生木材の不適正処理の防止		
(1) 廃棄物処理法等による取締りの徹底		
<p>① 自社処理に係るマニフェスト作成及び収集運搬車両における表示の周知徹底</p> <p>千葉県は、平成17年4月より全国的に規制強化された自社処理に係るマニフェストの作成、産業廃棄物の収集運搬車両における表示義務について、県ホームページへの掲載、事業者団体等に対する講習会、「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づく届出、事前協議時における事業者への指導等を通じて周知徹底を図る。</p>	<p>◎千葉県産業廃棄物課 千葉県技術管理課</p>	<p>処理業者セミナー等の講習会を平成17年度より年4回開催する（平成16年度は2回開催）</p>
<p>② 監視パトロールの強化</p> <p>千葉県は、県条例により許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設や自社処分場を中心に、立ち入り検査の強化を図るとともに、廃棄物処理法の許可基準を下回る小規模産業廃棄物処理施設のうち県条例による許可を受けていないものについて、施設が稼働することの無いように監視パトロールを徹底する。</p> <p>また、民間警備会社への監視パトロールの委託、市町村と連携した監視パトロールの実施、他都県等との合同パトロールの実施等を推進し、特に不法堆積に対する指導を重点的に行う。</p>	<p>◎千葉県産業廃棄物課</p>	<p>平成17年度より、処理業者への立入検査を年300回以上、排出事業者への立入検査を年500回以上実施する（平成16年度実績：処理業者260回、排出事業者450回）</p>
<p>③ 立入検査、マニフェスト照会等の抜き打ち方式による実施</p> <p>千葉県は、建設リサイクル法に基づく分別解体、再資源化等が適切に実施されているかを確認するため、排出事業者や処理業者等に対する聴取、立入検査、マニフェストの照会等を抜き打ち方式で実施する。</p>	<p>◎千葉県技術管理課 ◎千葉県産業廃棄物課</p>	<p>抜き打ち方式による検査を、平成17年度においては届出工事のうち約30%について行う（平成16年度は約15%）</p>

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
(2)適正な処理業者を選定できる仕組み作り		
<p>①中間処理施設等の現地確認の実施、処理業者に関する情報の共有化</p> <p>（社）建築業協会は、処理業者団体とも一体となって中間処理施設・最終処分場等の現地確認を実施し、これまで契約した処理業者に関する情報も含めて各会員間で共有化することとし、構成する各社へ情報提供する。</p>	◎（社）建築業協会	早期に現地確認を実施し、平成17年度内に調査結果を会員各社に情報提供する。
<p>②本社レベルでの処理業者との契約</p> <p>各業団体は、会員各社に対して以下の通知を行う。 ・本社レベルで処理業者と契約するなど、適正な処理業者と契約すべく社内体制の整備に努める。</p>	◎（社）建築業協会 ◎（社）住宅生産団体連合会 ◎（社）千葉県建設業協会 ◎千葉県解体工事業協同組合	平成17年度内に会員各社に通知する。
<p>③優良処理業者評価制度の導入</p> <p>千葉県は、処理業者の優良性の判断にかかる評価制度の導入に向けて、国からの取扱通知を踏まえて具体策を策定する。 また、優秀と判断された処理業者については、その後も定期的に立入検査を行うなど、制度が形骸化しないように努める。</p>	◎千葉県産業廃棄物課	平成17年度内に千葉県の具体策を策定する。
<p>④破碎施設の県内分布地図の作成</p> <p>（社）千葉県産業廃棄物協会は、適正処理推進のため、協会に所属する建設発生木材の破碎施設の県内分布地図を作成し、市町村及び排出事業者等に幅広く配布し、建設発生木材のリサイクルの推進を図る。また、同様のものを協会ホームページに掲載し、幅広い層への周知を図っていく。</p>	◎（社）千葉県産業廃棄物協会	平成17年度内に地図を作成し、ホームページに掲載する。

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
(3) 排出事業者と処理業者の契約の適正化		
<p>① 排出事業者と処理業者との契約事項の明確化</p> <p>千葉県は、以下の内容について関係業団体宛に通知し、各業団体はこれを構成する各社に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者は廃棄物処理と他の下請工事契約について、分離発注方式を原則とする。 ・ 排出事業者は別途国が開発する「建設木材発生量簡易計算式」等により、処理費用の積算根拠を発注者に対して明確にし、適正な処理費用が支払われるように努める。 ・ 排出事業者が処理業者と契約する際には、廃棄物処理許可証の内容（品目・処理能力等）を事前に確認するとともに、処理費用の支払いにあたっては単価契約により、マニフェストD票による数量に基づいて行うよう徹底する。 ・ 排出事業者が処理業者と契約する際には、中間処理施設後の全ての売却先・処分先について契約段階で確認する。 	<p>◎千葉県技術管理課 千葉県産業廃棄物課 国土交通省建設業課 (社)住宅生産団体連合会 (社)建築業協会 (社)千葉県建設業協会 千葉県解体工事業協同組合</p>	<p>平成17年度内に関係業団体宛に通知を行う。</p>
<p>② 排出事業者と処理業者とが適正な契約を結ぶための様式・マニュアル作り</p> <p>千葉県は、各業団体の協力を得つつ、排出事業者が適正な処理業者を選定するためのチェックリスト、適正な契約が行われるための排出事業者と処理業者間の標準的な契約書の様式・契約マニュアルを作成し、これを県のホームページに掲載して普及させる。</p>	<p>◎千葉県産業廃棄物課 (社)住宅生産団体連合会 (社)建築業協会 (社)千葉県建設業協会 千葉県解体工事業協同組合</p>	<p>平成17年度内に様式、マニュアルを作成し、県ホームページに掲載する。</p>
<p>③ 建設木材発生量簡易計算式の開発・普及促進</p> <p>国は、各業団体の協力を得て「建設木材発生量簡易計算式」を開発し、国土交通省のリサイクルホームページに掲載するなど排出事業者が容易に活用可能となるよう普及促進に努める。</p>	<p>◎国土交通省建設業課 (社)住宅生産団体連合会 (社)建築業協会 (社)千葉県建設業協会 千葉県解体工事業協同組合</p>	<p>平成17年度内に簡易計算式を作成する。</p>

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
(4)千葉県への届出の拡充		
<p>①建設リサイクル法の対象工事規模要件の上乗せ</p> <p>千葉県は、建設リサイクル法第9条第4項の規定による対象工事規模要件の上乗せについて、周辺の都県等からの意見聴取を踏まえ、その必要性について検討する。</p>	◎千葉県技術管理課	平成17年度内に結論を得る。
<p>②建設発生木材の処理方法についての工事着手前段階での県への報告</p> <p>千葉県は、建設発生木材の再資源化を強力に推進するため、建設リサイクル法第10条第1項に規定されている届出時において、建設発生木材の処理方法（処理施設の名称及びその所在地等）を明記した契約書の写し等を添付するよう協力依頼を行う。</p>	◎千葉県技術管理課	平成17年度内に協力依頼の文書を発送する。

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
Ⅱ 建設発生木材の排出量の削減とリサイクルの推進		
1 リデュース・リユースの推進		
(1) 公共工事におけるリデュース・リユースの推進		
<p>①建設発生木材リサイクル推進マニュアルの策定</p> <p>国は、公共工事における建設発生木材の排出量抑制、現場内利用・工事間利用の促進を図るため、県及び業団体と連携して「建設発生木材リサイクル推進マニュアル（関東地方版）」を策定し、国・県の関係部署に周知する。 国及び千葉県の発注部署は、このマニュアルに基づき、設計段階から建設発生木材の排出量削減等に積極的に取り組む。</p>	<p>◎関東地方整備局技術調査課 千葉県技術管理課</p>	<p>平成17年度内にマニュアルを作成し、関係部署に周知する。</p>
<p>②現場内利用の促進</p> <p>千葉県は、県発注工事においては「伐採・伐根材の発生する場合に、マルチング材・法面保護材等として積極的に現場内利用すること」を発注部署に通知する。また、さらなる排出量削減、現場内利用を促進するため、現場内利用に適した建設資材や新技術等の情報収集・提供に努め、ホームページにて公表する。</p>	<p>◎千葉県技術管理課</p>	<p>平成17年度内に関係部署に通知を行うとともに、ホームページでの情報提供を開始する。</p>

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
(2) 建築工事におけるリデュース・リユースの推進		
<p>①鋼製下地の積極的利用</p> <p>排出事業者は、オフィスビル等の非マンション系工事だけでなく、マンション系の建築工事においても壁下地、天井下地での鋼製下地の積極的利用を推進することとし、（社）建築業協会は所属する各会員に対して通知を行う。</p>	◎（社）建築業協会	早期に実態調査を行い、平成17年度内に各会員に通知を行う。
<p>②プレカット材の利用促進</p> <p>業団体は、プレカット材の積極利用を推進するため、プレカット事例集や県内外のプレカット工場の概要版の作成及びPR活動を行うものとし、千葉県は、県ホームページ等により広く関係者に周知するなど支援を行う。</p>	◎（社）住宅生産団体連合会 ◎千葉県技術管理課	早期に千葉県内及び周辺のプレカット工場の概要を調査し、平成18年度までにホームページにて情報提供を開始する。
<p>③マンション造り付け家具のユニット化・プレカット化の推進</p> <p>業団体は、マンション工事における造り付け家具のユニット化、プレカット化を推進することとし、（社）建築業協会のホームページにて事例集を紹介する。</p>	◎（社）建築業協会	平成17年度内にホームページに掲載する。
<p>④木造住宅等における解体木材の再使用に関するガイドラインの策定</p> <p>国は、「木造住宅等における解体木材の再使用に関するガイドライン」を策定するため、検討委員会を設置し、関係業界からのヒアリング、建設発生木材の様々な形状、性能の分析・技術的調査を進める。</p>	◎国土交通省住宅生産課	平成17年度内に検討委員会を設置し、平成18年度までにガイドラインを策定する。
<p>⑤古材バンクの設立</p> <p>千葉県は、解体工事から発生する木材のリユースを促進するため、古材バンクについて既存の団体の調査を行い、関係団体やNPOと設立の効果や可能性について検討する。</p>	◎千葉県技術管理課	平成17年度内に結論を得る。

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
2 リサイクルの推進		
(1)木材チップの品質の確保		
<p>①木造建築物の分別解体の手引き(仮称)の作成</p> <p>国は、木造建築物における分別解体の具体的な施工方法について「木造建築物の分別解体の手引き（仮称）」を作成し、周知を図る。</p>	◎国土交通省建設業課	平成17年度内に手引きを作成する。
<p>②木材チップの品質基準・建設発生木材の分別基準の策定</p> <p>国は、より効率的に木材チップが再資源化されるよう、排出事業者・中間処理業者・木材チップ需要者をメンバーに含めた検討会を立ち上げ、製品化技術の進展も踏まえた「木材チップの品質基準」を策定するとともに、JIS化等公的位置付けについて検討する。</p> <p>さらにこれと並行して、この品質基準を満たす木材チップを効率的に製造するための「建設発生木材の分別基準」を策定し、これを排出事業者に対して周知徹底する。</p>	◎国土交通省事業総括調整官 ◎国土交通省建設業課 (社)建築業協会 (社)千葉県建設業協会 (社)住宅生産団体連合会 千葉県解体工事業協同組合 (社)千葉県産業廃棄物協会 全国木材資源リサイクル協会連合会 関東建設廃棄物協同組合 東京電力(株) 新日本製鐵(株) JFEスチール(株) 東京ボード工業(株)	平成17年度内に検討会を立ち上げ、平成18年度内に結論を得る。

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
(2)木材チップの供給安定性の確保		
<p>①木材チップの有用性判断基準の策定</p> <p>千葉県は、環境省が策定する「木くずの廃棄物性の判断基準」及び（社）千葉県産業廃棄物協会より示される有用性の担保要件を踏まえ、県版の木材チップの有用性判断基準を策定し、処理業者への周知徹底を図る。</p>	<p>◎千葉県産業廃棄物課 （社）千葉県産業廃棄物協会</p>	<p>平成17年度内に県版の有用性判断基準を策定する。</p>
<p>②ストックヤード設置の有効性の検討</p> <p>業団体は、毎月毎の建設工事からの木材発生量とリサイクル施設等における木材チップの需要量について調査を行い、建設発生木材のリサイクル率を向上させる立場から見たストックヤード設置の有効性について、経済性も含めて検討を進める。</p> <p>なお、ストックヤードの設置が有効と判断された場合には、国、千葉県とも一体となって、法制度上の課題等を明らかにし、具体策を検討するための委員会を設置する。</p>	<p>◎全国木材資源リサイクル協会連合会 （社）千葉県産業廃棄物協会 関東建設廃棄物協同組合 （社）建築業協会 千葉県解体工事業協同組合 （社）住宅生産団体連合会 （社）千葉県建設業協会</p>	<p>平成17年度内に調査を行い、有効か否かの結論を得る。</p>

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
(3) 民間リサイクル技術の活用		
<p>① ホームページにおける民間リサイクル技術紹介コーナーの作成</p> <p>民間のリサイクル技術を広く普及・活用していくため、一般に公開されている各種リサイクル技術の紹介、関連ホームページへのリンクを内容とする「民間リサイクル技術紹介コーナー」を建設副産物リサイクル広報推進会議のホームページにおいて新設し、建築士会等構成団体以外も含め広く関係者への普及促進を図る。</p>	◎国土交通省事業総括調整官	平成17年度内にコーナーを新設する。
<p>② 新技術情報提供システム(NETIS)の活用</p> <p>国及び千葉県は、リサイクル市場拡大に向けた民間技術開発の情報収集に努め、国土交通省が運営する「新技術情報提供システム(NETIS)」への登録を積極的に行うよう関係業団体へ通知するとともに、これらの新技術を国及び県発注工事で積極的に活用していくこととし、関係部署へ通知を行う。</p>	◎関東地方整備局技術調査課 ◎千葉県技術管理課	平成17年度早期に通知を行う。
<p>③ 建設副産物情報交換システムの登録業者拡大</p> <p>国及び千葉県は、建設副産物情報交換システムへの登録業者拡大を図るため、各業団体を通じて県内の排出事業者、処理業者にシステムへの登録を呼びかける。</p>	◎関東地方整備局技術調査課 千葉県技術管理課 千葉県産業廃棄物課 国土交通省事業総括調整官	平成17年度末までに、千葉県内において排出事業者200社、処理業者100社の登録を目指す。(平成17年6月末現在、排出事業者82社、処理業者52社)
(4) 建設発生木材の搬出先の拡大		
<p>① バイオマス発電施設の設置支援</p> <p>千葉県は、平成15年5月に策定した「バイオマス立県ちば」推進方針に併せ、木質系廃棄物等を原料としたガス化発電、チップ発電、アルコール発電等の設置について、講習会等の開催によるバイオマス関連情報の提供や「バイオマスの環づくり交付金」等による積極的支援を行う。</p>	◎千葉県産業廃棄物課 千葉県技術管理課	平成22年度までに木材チップを燃料とするバイオマス発電施設2件の設置を支援する。(平成16年度末現在0件)

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
(5) 公共工事における再生品の利用拡大		
<p>①国公共工事における再生品の積極的活用</p> <p>国は、建設発生木材の再生品について、県及び業団体と連携して策定する「建設発生木材リサイクル推進マニュアル（関東地方版）」に具体的な品目を位置付けるとともに、国発注の公共工事において、目的となる工作物（建築物を含む）が必要とされる品質基準（強度、耐久性、機能等）を満足できる場合は原則として再生品を利用するよう関係部署へ通知する。</p>	◎関東地方整備局技術調査課	平成17年度内にマニュアルを作成するとともに、関係部署への通知を行う。
<p>②千葉県工事における再生品の積極的活用</p> <p>千葉県は、建設発生木材の再生品の積極的な活用に努めることとし、特に県発注の建築物の内装工事においては原則として再生品を利用するよう関係部署に通知する。</p>	◎千葉県技術管理課	平成17年度早期に関係部署への通知を行う。
<p>③特定調達項目への積極的申請</p> <p>木材需要者は、建設発生木材の再生品のうち特にその利用促進が有効と考えられるものについては、グリーン購入法の特定調達品目への追加を積極的に申請する。</p>	◎全国木材資源リサイクル協会連合会 東京ボード工業(株)	継続的に実施する。

具体的施策	実施担当（◎主担当）	数値目標等
Ⅲ 不適正処理防止・リサイクル推進のための支援策		
(1) 広報の充実		
① 広報活動の推進 千葉県は、県ホームページや各種説明会の場等を活用し、リサイクルに対する排出事業者のさらなる意識向上を図るべく、建設発生木材のリサイクル推進のための広報活動を進める。その際、焼却処分よりもサーマルリサイクル、サーマルリサイクルよりもマテリアルリサイクルを優先させるという方向性を普及させる。	◎千葉県産業廃棄物課 千葉県技術管理課	平成17年度内にホームページに掲載する。
② 不法投棄防止のための運動の展開 千葉県は、県民に対する「不法投棄防止に係る通報・協力啓発パンフレット」の作成や、市町村が実施する不法投棄防止対策事業に対する予算補助等を実施し、不法投棄防止のための運動を展開する。	◎千葉県産業廃棄物課 千葉県技術管理課	継続的に実施する。
(2) 建設発生木材のフローの把握		
① 建設発生木材のフローの把握 千葉県は、現場での排出から再資源化等に至る建設発生木材のフローを把握するため、県外排出事業者からの県内処分等実績報告書や処理業者からの処理実績報告書の提出の徹底を図るとともに、木材チップ需要者等からの新たな報告制度の導入等を検討する「千葉県における建設発生木材のフロー把握手法検討会」を設置する。	◎千葉県産業廃棄物課 千葉県技術管理課 国土交通省事業総括調整官 国土交通省建設業課	平成17年度内に検討会での結論を得る。
(3) 建設発生木材の収集・運搬の効率化		
① 建設副産物小口巡回共同回収システムの構築 国、地方公共団体、関係事業者等から構成される「首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会」は、建設現場での分別徹底により小口化・多品目化された建設廃棄物を効率的に運搬する「小口巡回共同回収システム」の実現に向け、その仕様や関係法令上の位置付け等を具体化する。	◎関東地方整備局技術調査課 国土交通省事業総括調整官	平成18年度早期に協議会での結論を得る。